

第 3 期

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた  
営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間

令和 3 年 1 月 2 7 日 (水) 午後 1 0 時から  
令和 3 年 2 月 8 日 (月) 午前 5 時まで

2 対象施設

(食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設)

① 接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に  
該当する営業を行う店舗

② 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)

3 対象区域

仙台市全域 (※対象区域を拡大しました)

4 要請内容

午前 5 時から午後 1 0 時までの時間短縮営業

■ 時短要請相談窓口 (コールセンター) 電話 0 2 2 - 2 1 1 - 3 5 4 0  
受付時間 毎日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

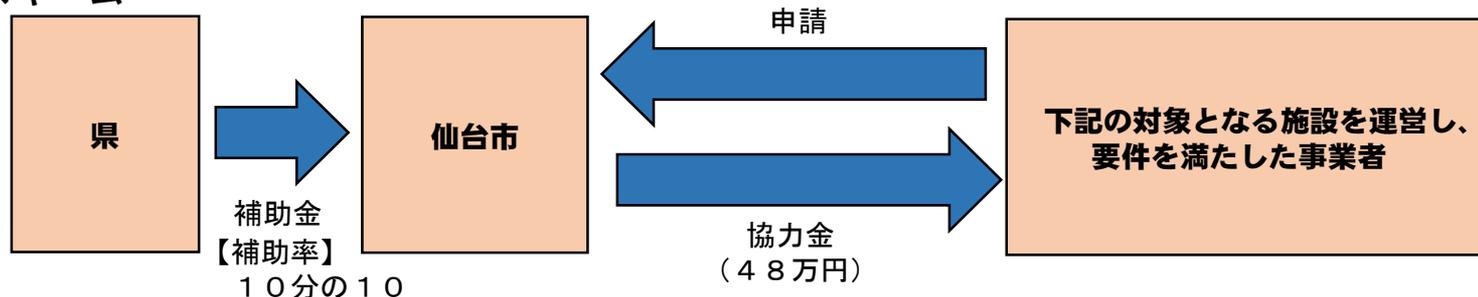
# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

(1月27日午後10時～2月8日午前5時実施分)

仙台市全域を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年1月27日(水)午後10時から令和3年2月8日(月)午前5時までの間、午前5時から午後10時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設あたり48万円(4万円×12日間)

◎実施スキーム



## 【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

### ①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

### ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

## 【対象となる要件】

◎令和3年1月26日(火)以前から開業しており、令和3年1月27日(水)午後10時から令和3年2月8日(月)午前5時の期間中に午前5時から午後10時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※ 前回までの要請への協力の有無は不問

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等